

1 最近の優越的地位の濫用事件

(1) 確約認定

件名 (公表年月日)	内容
<p>令和6年(認)第4号 橋本総業(株)に対する件 (令和6年12月12日)</p>	<p>公正取引委員会は、橋本総業(株)(以下「橋本総業」という。)に対し、橋本総業の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、橋本総業から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>橋本総業は、遅くとも平成29年7月以降、物流事業者に対して、次の行為を行っている。</p> <p>(1) 一部の物流事業者に対し、当該物流事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、あらかじめ定めた代金の額から</p> <p>ア 「お支払割戻金」と称して、当該額に一定率を乗じて得た額を減じている。</p> <p>イ 当該代金を当該物流事業者の金融機関口座に振り込む際の手数料を減じている。</p> <p>(2) 一部の物流事業者との間で、あらかじめ、委託する運送業務に係る1日当たりの業務時間及び当該業務時間を超える部分の業務に係る運賃について取り決めず、日又は月単位の定額の運賃を設定しているところ、当該物流事業者において法定時間外労働を要するような長時間の運送業務について、当該物流事業者に支払われる運賃の1時間当たりの額が、当該物流事業者の運送業務の内容と同種又は類似の内容の運送業務に対し通常支払われる運賃の1時間当たりの額に比し著しく低い額となる運賃で委託している。</p> <p>(3) 一部の物流事業者との間で、委託する運送業務に係る1日当たりの業務時間及び当該業務時間に対する日又は月単位の定額の運賃を設定しているところ、委託する運送業務が当該物流事業者において当該業務時間を超える時間を要するものであるにもかかわらず、あらかじめ当該物流事業者との間で当該業務時間を超える部分の運送業務に係る運賃について取り決めていないことにより、当該業務時間を超える部分の運送業務を無償で行わせている。</p> <p>(4) 一部の物流事業者に対し、委託内容に含まれていない運送業務に係る特定の附帯作業について、あらかじめ当該物流事業者との間で取引の条件を取り決めることなく、当該物流事業者は無償で行わせている。</p>
<p>令和6年(認)第2号 株東京インテリア家具に対する件 (令和6年1月25日)</p>	<p>公正取引委員会は、株東京インテリア家具(以下「東京インテリア」という。)に対し、東京インテリアの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、東京インテリアから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>東京インテリアは、遅くとも平成28年5月頃以降、令和4年6月頃までの間、納入業者に対して、次の行為を行っていた。</p> <p>(1) 新規開店又は改装開店に際し、これらを実施する店舗において、納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の搬入、陳列等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。</p> <p>(2) 新規開店に際し、これを実施する店舗に関して、「オープン協賛金」等の名目で、あらかじめ負担額の算出根拠、用途等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、当該納入業者から当該店舗向けに開店前に納品される商品の納入金額に5パーセントの料率を乗じて算出した額等の金銭を提供させていた。</p> <p>(3) 令和3年2月及び令和4年3月に福島県沖で発生した地震に際し、福島県、宮城県及び岩手県に所在する店舗において当該各地震</p>

件名 (公表年月日)	内容
	<p>により毀損又は汚損した商品について、当該商品を値引き又は廃棄することによる自社の損失を補填するため、納入業者が納入した当該商品の納入金額に相当する額の全部又は一部の金銭を提供させていた。</p>
<p>令和5年(認)第1号 株式会社ダイコクに対する件 (令和5年4月6日)</p>	<p>公正取引委員会は、株式会社ダイコク(以下「ダイコク」という。)に対し、ダイコクの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、ダイコクから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>ダイコクは、遅くとも令和2年3月頃以降、令和4年4月頃までの間、納入業者に対して、次の行為を行っていた。</p> <p>(1) 返品</p> <p>①新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受けて売れ残った商品等(以下「売れ残り商品等」という。)について当該売れ残り商品等を納入した納入業者の責めに帰すべき事由がなく、かつ、②当該売れ残り商品等の購入に当たって当該納入業者との合意により返品条件を明確に定めることなく、かつ、③あらかじめ当該納入業者の同意を得ることなく又は当該納入業者の同意を得た場合であっても、当該売れ残り商品等の返品によって当該納入業者に通常生ずべき損失を負担することなく、かつ、④当該納入業者から当該売れ残り商品等の返品を受けたい旨の申出がないにもかかわらず、当該売れ残り商品等を返品していた。</p> <p>(2) 従業員等の派遣の要請</p> <p>ア 閉店等に際し、これらを実施する店舗等において、売れ残り商品等の返品に係る作業を行わせるため、あらかじめ納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。</p> <p>イ 新規開店又は改装に際し、これらを実施する店舗において、納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の陳列等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。</p>
<p>令和3年(認)第1号 ビー・エム・ダブリュー株式会社に対する件 (令和3年3月12日)</p>	<p>公正取引委員会は、ビー・エム・ダブリュー株式会社(以下「ビー・エム・ダブリュー」という。)に対し、ビー・エム・ダブリューの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、ビー・エム・ダブリューから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>ビー・エム・ダブリューは、継続的に取引しているディーラーのうち大部分のディーラーに対し、BMW新車について、当該ディーラーのこれまでの販売実績等からみて当該ディーラーが到底達成することができない販売計画台数案を策定し、当該ディーラーとの間で十分に協議することなく販売計画台数を合意させるとともに、当該販売計画台数を達成させるために、当該ディーラーがBMW新車を販売する上で必要となる事業用車両の台数を超過してBMW新車を当該ディーラーの名義で新規登録することを要請していた。</p>

(2) 警告

件名 (公表年月日)	内容
<p>株式会社ダイゼンに対する件 (令和6年12月13日)</p>	<p>株式会社ダイゼンは、遅くとも令和4年6月以降令和6年11月3日までの間、納入業者に対し次の行為を行っていた疑いがある。</p> <p>(1) 自社の店舗で行う新規開店セール、毎年9月の決算セール、毎年</p>

件 名 (公表年月日)	内 容
	<p>12月の歳末セール等の際し、協賛金の名目で、あらかじめ負担額の算出根拠、用途等を明確にすることなく、その提供を通じて納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、金銭を提供させていた。</p> <p>(2) 自社の店舗の新規開店又は改装開店の際し、商品の陳列等の開店準備作業を行わせるため、あらかじめ派遣の条件について明確にすることなく、その派遣を通じて納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、従業員等を派遣させていた。</p>
<p>(株)イトーキに対する件 (令和6年11月28日)</p>	<p>(株)イトーキは、オフィス家具の運送、搬入、組立て、据付け及び搬出の業務を委託する物流事業者に対して、</p> <p>(1) 時間外費の対象を納品場所での業務に要した時間に限ることにより、納品場所以外での業務</p> <p>(2) 特定の附帯業務（積み込み及び残材引渡し） を無償で行わせている疑いがある。</p>

2 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

〔定義〕

第二条 （略）

②～⑧ （略）

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～四 （略）

五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ （略）

ロ （略）

ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

六 （略）

〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。